

タクシーの利用を助成します

障害者手帳または介護保険の認定がある人や運転免許証を返納した人を対象に、タクシー利用助成制度を4月1日(月)から以下のように実施します。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

	(1)障害者外出支援事業	(2)高齢者等外出支援事業	(3)高齢者運転免許証自主返納支援事業
対象者	市内在住かつ住民基本台帳に記録されている人で、次の①～③のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1級・2級または視覚、下肢、体幹、移動機能障害の3級の人、②療育手帳A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2の人、③精神障害者保健福祉手帳1級の人	市内在住かつ住民基本台帳に記録されている人で、介護保険で要介護・要支援認定(要介護1～5、要支援1・2)を受けている市民税非課税の人	市内在住かつ住民基本台帳に記録されている人で、運転免許証を自主返納し、平成29年4月1日以降に運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上の人
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は毎年度申請できます。 1枚500円の利用券で、乗車1回あたりタクシー料金が1,000円以上の場合は最大2枚、1,000円未満の場合は1枚まで利用できます。 一人あたり最大96枚交付します。 市と協定を締結しているタクシー事業者のみ利用できます。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は毎年度申請できます。 1枚500円の利用券で、乗車1回あたりタクシー料金が1,000円以上の場合は最大2枚、1,000円未満の場合は1枚まで利用できます。 要支援または要介護1・2の人は一人あたり24枚交付します。要介護3・4・5の人は一人あたり最大96枚交付します。 市と協定を締結しているタクシー事業者のみ利用できます。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人1回のみ申請できます。 1枚500円の利用券で、乗車1回あたりタクシー料金が1,000円以上の場合は最大2枚、1,000円未満の場合は1枚まで利用できます。 一人あたり20枚交付します。 市と協定を締結しているタクシー事業者のみ利用できます。 ※5年度までにタクシー券を交付された場合は、3月中は1回の乗車につき1枚の利用、4月1日(月)以降は最大2枚まで利用することができます。
申請方法・申請場所など	障害者支援課で申請を受け付けます。申請の際は障害者手帳(写しでも可)を持参してください。なお、5年度にタクシー券を申請・交付されている人で、4月1日以降も交付対象になる人には、3月13日に申請書などをお送りしていますので、申請の際に提出してください。	申請は平日午前9時～正午(受け付けは11時30分まで)、午後1時～4時30分(受け付けは4時まで)。介護保険被保険者証(写しでも可)、5年1月2日以降に転入した人は、転入前の自治体の発行した非課税証明書を持参し、市役所敷地内多目的棟で申請ください。申請書は申請会場か市ホームページからもダウンロードできます。4月15日(月)以降は長寿支援課で交付します。	運転経歴証明書の写しを持参してください。申請は長寿支援課で随時受け付けます。
問い合わせ先	障害者支援課 ☎421-6740	長寿支援課 ☎421-6737	長寿支援課 ☎421-6737

6年度狂犬病予防注射

生後91日以上の犬は、登録と毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。都合のよい会場でお受けください。気温が上がる時期となりますので、水分補給などの熱中症対策を各自行ってください。お問い合わせは、健康福祉課 ☎421-6731へ。

■集合注射の日程

日程	時間	会場
5月15日(水) 振替23日(木)	9:30～11:00	睦スポーツ広場
5月15日(水) 振替23日(木)	13:00～14:30	上高野多目的 グラウンド
5月19日(日) 雨天決行	9:30～12:30	八千代市役所
5月26日(日) 雨天決行	9:30～12:30	八千代市役所

路上駐車などの近隣住民への配慮のため、会場を限定しています。

■持ち物 【登録済みの犬】①通知はがき、②手数料1頭3,500円(注射料金2,950円、注射済票交付手数料550円) 【未登録の犬】①手数料1頭6,500円(注射料金2,950円、登録手数料3,000円、注射済票発行手数料550円)
※マイクロチップの特例制度で登録が済んで

いる場合は、登録手数料は必要ありません

■注意事項 ①犬をしっかりとおさえられる人が来てください、②犬の糞を始末する準備をお願いします、③鑑札・5年度の注射済票を必ず装着の上、ご来場ください

■マイクロチップの特例制度による登録 5年7月1日以降にマイクロチップの情報登録(変更登録を含む)を行った犬については、マイクロチップが犬の鑑札とみなされるため、窓口での登録手続きは不要となります。マイクロチップを装着していない犬や5年6月30日までにマイクロチップの情報登録(変更登録を含む)を行っている犬については、従来どおり登録手数料3,000円が必要となります。

■雨天の場合 5月19日(日)、26日(日)の市役所での集合注射は雨天決行。5月15日(水)は、当日午前8時の時点で雨の場合は終日中止。途中から雨が降ってきた場合は、午後の上高野

多目的グラウンドは中止し、振替日に実施します。小雨の場合は健康福祉課までお問い合わせください。

■集合注射会場で注射ができない犬 ①健康上の問題がある犬、②予防注射によりアレルギーなどの異常を起こしたことがある犬、③1カ月以内に他の予防注射を受けた犬、④妊娠中、発情中、授乳中の犬、⑤人を噛んだことがあり、狂犬病の鑑定が済んでいない犬、⑥継続して飲んで内服がある犬

■集合注射で注射を受けなかった場合 6月30日(日)までに動物病院で注射を受け、動物病院発行の注射済証明書と通知はがき、手数料をお持ちの上、市役所か支所で申請手続きをしてください。動物病院での注射料金は、集合注射の料金(2,950円)と異なります。注射料金などについては、受診予定の動物病院に直接お問い合わせください。

広告

広告